

広島市条例第 33 号

令和 8 年 6 月 26 日

広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条

例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

（広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 1 条 広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例等の一部を改正する条例（昭和 41 年広島市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項を次のように改める。

4 遺族扶助料の令和 8 年 4 月分以降の年額が 84 万 5,100 円に満たないときは、84 万 5,100 円をもつてその年額とする。

附則第 7 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改め、「生じた」の右に「広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例（令

和 8 年広島市条例第 3 3 号) 第 1 条の規定による改正前の広島市吏員退
隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例等の一部を改正する
条例(昭和 4 1 年広島市条例第 4 7 号)」を加える。

(広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例等の
一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例
等の一部を改正する条例(昭和 5 1 年広島市条例第 6 1 号)の一部を次
のように改正する。

附則第 8 項第 1 号中「2 7 万 9, 1 0 0 円」を「2 8 万 4, 4 0 0 円」
に改め、同項第 2 号中「1 5 万 9, 4 0 0 円」を「1 6 万 2, 4 0 0 円」
に改め、同項第 3 号中「1 5 万 9, 0 0 0 円」を「1 6 万 2, 0 0 0 円」
に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶
助料及び死亡給与金条例等の一部を改正する条例(以下「改正後の昭和
4 1 年改正条例」という。)の規定及び第 2 条の規定による改正後の広
島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例等の一部
を改正する条例(以下「改正後の昭和 5 1 年改正条例」という。)の規
定並びに附則第 5 項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 令和 8 年 4 月分以降の吏員の遺族に給する遺族扶助料については、そ
の年額を、その年額の計算の基礎となっている退隠料に係る吏員の給料
年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定給料年額を吏員の退職又は死亡

当時の給料年額とみなし、広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例（昭和24年4月28日広島市条例第27号）（改正後の昭和41年改正条例附則及び改正後の昭和51年改正条例附則を含む。）の規定によって算出して得た年額に改定する。

4 この条例の附則の規定による遺族扶助料の年額の改定は、市長が受給権者の請求を待たずに行う。

5 この条例の附則の規定により遺族扶助料の年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た遺族扶助料の年額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額をもって改定後の遺族扶助料の年額とする。

附則別表（附則第３項関係）

遺族扶助料の年額の計算の基礎 となっている退隠料に係る 吏員の給料年額	仮 定 給 料 年 額
円 2, 0 8 5, 6 0 0 2, 1 4 5, 0 0 0 2, 2 6 2, 6 0 0 2, 2 9 4, 2 0 0 2, 3 8 4, 9 0 0 2, 5 0 5, 3 0 0 2, 6 3 8, 4 0 0 2, 7 0 6, 4 0 0 2, 7 7 1, 2 0 0 2, 8 6 3, 8 0 0 2, 9 1 8, 3 0 0 3, 0 7 6, 1 0 0 3, 1 5 4, 5 0 0 3, 2 3 6, 2 0 0 3, 3 9 3, 7 0 0 3, 5 5 2, 5 0 0 3, 5 9 3, 9 0 0 3, 7 2 5, 1 0 0	円 2, 1 2 5, 5 0 0 2, 1 8 6, 0 0 0 2, 3 0 5, 8 0 0 2, 3 3 8, 0 0 0 2, 4 3 0, 4 0 0 2, 5 5 3, 1 0 0 2, 6 8 8, 8 0 0 2, 7 5 8, 1 0 0 2, 8 2 4, 1 0 0 2, 9 1 8, 5 0 0 2, 9 7 4, 0 0 0 3, 1 3 4, 8 0 0 3, 2 1 4, 8 0 0 3, 2 9 8, 0 0 0 3, 4 5 8, 6 0 0 3, 6 2 0, 3 0 0 3, 6 6 2, 6 0 0 3, 7 9 6, 3 0 0

3, 9 1 1, 3 0 0	3, 9 8 6, 0 0 0
4, 0 9 5, 8 0 0	4, 1 7 4, 0 0 0
4, 2 0 9, 6 0 0	4, 2 9 0, 0 0 0
4, 3 2 0, 7 0 0	4, 4 0 3, 2 0 0
4, 5 4 6, 1 0 0	4, 6 3 2, 9 0 0
4, 7 6 6, 8 0 0	4, 8 5 7, 8 0 0